

岐阜県公報

第二千九百四十二号
平成三十年四月二十七日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定	(私学振興・青少年課) 二六五
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山課) 二六六
道路の区域変更	(道路維持課) 二六六
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 二六七
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正	(同) 二六七
教育委員会告示	
博物館に相当する施設の指定事項の変更	(文化伝承課) 二六八
選挙管理委員会告示	
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会) 二六九
岐阜県選挙執行規程の一部改正	(同) 二七〇
公 示	
落札者に関する公示	(管財課) 二七二
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課) 二七二
家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付	(畜産課) 二七二
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課) 二七三
公共測量の実施	(用地課) 二七三
公共測量の終了	(同) 二七三
大垣都市計画の図書の縦覧	(都市政策課) 二七四
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 二七五

告示

岐阜県告示第二百四十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名等
映 画	殺人鬼を飼う女		KADOKAWA
	福マシ婦人 なつとり寝取られ		オーピー映画
	フェチづくし 痴情の虜		オーピー映画
	妖艶ニューハーブ 快楽の舌戯		新東宝映画
	続・未亡人下宿? エロすぎちゃってごめんない♡		オーピー映画
	SEXアドベンチャー コンダー・エロス		オーピー映画

2 指定年月日

平成30年4月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

一般 国道	二百三三号	揖斐郡揖斐川町榎原字小橋五八四番八地先から同郡同町同字秀戸平四九番一 địa先まで	後	前	三・九 二・三・八	九・一 三・八	一九三・一	一九三・一
----------	-------	---	---	---	--------------	------------	-------	-------

岐阜県告示第二百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

腰 細 1	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林の区域を除く。（次の図に示すとおりとする。） 郡上市八幡町相生	字井水上往環道下夕通り 一一三二番 一号 字野々平 一一三八七番 二号 字谷南道上通り 一一三九八番 三号及び四号 一一三六八番 五号 一一三七五番 一六号
-------	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

榎	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 揖斐郡揖斐川町春日六合	字榎 五九一番 一号 五九五番一の三 二号 五九五番一の一 三号 五三番 四号及び五号 四八三番 一六号 四八六番 四七号 五三四番 一八号 五六五番 四九号 五七一番 一十号
---	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十二年岐阜県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

表大中小学校の項を次のように改める。

大中小学校	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林の区域を除く。（次の図に示すとおりとする。） 郡上市白鳥町中津屋 字西ヶ洞	一一六七番 一 一号 一一六七番 一 二号 一一六六番 七 三号 一一六五番 一 四号 一一六四番 一 五号 一一二六番 二四 六号
-------	---	---

表中

字灰原 三六〇番四 七号及び八号
 字西ヶ洞 一二六五番一 九号
 字灰原 三七一番一 十号

吉良見

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十四号を結んだ線に囲まれた区域
 恵那郡明智町大字吉良見字中畑

二九三の一 一号
 三一五の一 二号
 三六三の一 三号
 三七一の一 四号
 三七五の一 五号
 三九四の七 六号
 三九四の三 七号
 三九二の八 八号
 三八五の五 九号
 三八二の一の一 十号
 三八四 十一号
 三八四 十二号
 三八五の二 十三号
 三六三の一 十四号
 三八二の二 十五号
 三八九の三 十六号
 三八五の一 十七号
 三八二の一の一 十八号
 三八一 十九号
 三八一 二十号
 三八〇 二十一号
 三七九 二十二号
 三七八の一 二十三号
 三七八の一 二十四号

字水神ノ木
字中畑

吉良見

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十四号を結んだ線に囲まれた区域
 恵那郡明智町大字吉良見字中畑

二九三の一 一号

を

に

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、関係土木事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）
 改める。

字水神ノ木
字中畑

三一五の一 二号
 三六三の一 三号
 三七一の一 四号
 三七五の一 五号
 三九四の七 六号
 三九四の三 七号
 三九二の八 八号
 三八五の五 九号
 三八二の一の一 十号
 三八四 十一号
 三八四 十二号
 三八五の二 十三号
 三六三の一 十四号
 三八二の二 十五号
 三八九の三 十六号
 三八五の一 十七号
 三八二の一の一 十八号
 三八一 十九号
 三八一 二十号
 三八〇 二十一号
 三七九 二十二号
 三七八の一 二十三号
 三七八の一 二十四号

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設について、次のとおり指定事項を変更したので告示する。

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	151,200円
計	1,743,616円

報告書受理年月日	平成30年 3月19日	第 4 回報告分
----------	-------------	----------

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

岐阜県選挙執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第三十六条（見出しを含む。）中「知事」を「県議会議員及び知事」に改める。

第三十七条第一項中「第六十八條第一項」の下に「又は岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十年岐阜県条例第四十一号。以下「選挙公報条例」といふ。）第三條第一項」を加え、「記載文」を「掲載文」に改める。

第四十条の見出し中「記載文」を「掲載文」に改め、同条第一項中「印刷が」を「印刷された文字が」に改める。

第四十一条中「第六十八條第一項」の下に「又は選挙公報条例第三條第一項」を加え、「しなおいした」を「し直した」に改める。

第四十三条中「第六十九條第六項」の下に「又は選挙公報条例第四條第二項」を加える。

第四十四条の見出しを「候補者であることを辞した場合等の措置」に改め、同条中の規定により「又は選挙公報条例第三條第一項の規定による」に、「掲載は」を「掲載を」に改める。

第四十五条中「第六十八條第一項」の下に「又は選挙公報条例第三條第一項」を加え、「返さない」を「返さない」に改める。

第四十六条中「第七十條」の下に「又は選挙公報条例第五條」を加える。

別記第二号様式の三を次のように改める。

別記第二号様式から別記第三号様式の三までの規定中「岐阜県知事選挙」を「選挙（選挙区）」に改める。

別記第三号様式の五中「岐阜県知事選挙」を「選挙（選挙区）」とし、「160,000枚」を「岐阜県議会議員選挙の場合16,000枚、岐阜県知事選挙の場合160,000枚」と改める。

別記第三号様式の七中「岐阜県知事選挙」を「選挙（選挙区）」とし、同様式備考第一号中「選挙」を「選挙」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十年四月二十七日から施行する。ただし、別記第二号様式の三、別記第三号様式から別記第三号様式の三まで、別記第三号様式の五及び別記第三号様式の七の改正規定は、平成三十一年三月一日から施行する。

2 この規程による改正後の岐阜県選挙執行規程第三十六条、第三十七条第一項、第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される岐阜県議会議員の一般選挙について適用する。

第2号様式の3 (第4条の3関係)

(衆議院小選挙区選出議員選挙候補者用)

<p style="text-align: center;">年 執 行 選 挙 候 補 者 用 ビ ラ (番 号) (第 区) 岐 阜 県 選 管</p>
--

備考

- 1 用紙及び地模様は、特殊なものを使用することができる。
- 2 番号は、候補者ごとに同一のものとする。

(衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党用)

<p style="text-align: center;">年 執 行 選 挙 候 補 者 届 出 政 党 用 ビ ラ (番 号) (第 区) 岐 阜 県 選 管</p>
--

備考

- 1 用紙及び地模様は、特殊なものを使用することができる。
- 2 番号は、候補者届出政党ごとに同一のものとする。

(参議院選挙区選出議員選挙及び岐阜県知事選挙用)

<p style="text-align: center;">年 執 行 選 挙 (番 号) 岐 阜 県 選 管</p>
--

備考

- 1 用紙及び地模様は、特殊なものを使用することができる。
- 2 番号は、候補者ごとに同一のものとする。

(県議会議員選挙用)

<p style="text-align: center;">年 執 行 選 挙 (番 号) (区) 岐 阜 県 選 管</p>

備考

- 1 用紙及び地模様は、特殊なものを使用することができる。
- 2 番号は、候補者ごとに同一のものとする。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 役務の名称及び数量 岐阜県庁倉庫管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年 2月13日
- 4 落札者を決定した日 平成30年 3月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市宇佐南四丁目 8番16 201号
昭和建物管理株式会社 岐阜支社
代表取締役 佐利 幹夫
- 6 落札金額 59,400,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部管財課
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年四月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成三十年四月十七日
 - 二 届出者の氏名又は名称 株式会社パローホールディングス
中部薬品株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地 パロー中津川東店
中津川市中津川字上金一一五五 一 外
 - 四 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里
(変更後) 中部薬品株式会社 代表取締役 高巢 基彦
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞里
(変更後) 中部薬品株式会社 代表取締役 高巢 基彦
- 家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により公示する。
- 平成三十年四月二十七日
- 岐阜県知事 古 田 肇

(肉用牛)

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
一一四〇一九七五〇一〇	種畜の名前の変更、種畜の飼養者の住所	吟太郎 岐阜県飛騨市	弓光 岐阜県高山市

及び氏名又は名称の 変更	古川町沼町六 二〇 有限会社が もつ畜産	清見町牧ヶ洞 四三九三 一 岐阜県畜産研 究所
-----------------	-------------------------------	-------------------------------------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
湛水防除事業	静 里 地 区	平成三〇・三・二〇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	郡上1期地区	平成二九・八・三一

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 各務原市
- 二 作業種類 公共測量（共用地図データ更新整備業務）
- 三 作業期間 平成三十年五月一日から
平成三十一年三月二十九日まで
- 四 作業地域 各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中津川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 中津川市
- 二 作業種類 公共測量（デジタル空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十九年八月十五日から
平成三十年三月三十日まで

四 作業地域
中津川市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により海津市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

海津市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業期間

平成二十九年六月一日から
平成三十年三月三十一日まで

平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域

海津市

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 ソフトピアジャパン東地区地区計画
二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 ソフトピアジャパン西地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 外野地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 横曽根工業団地地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 本今町地区再開発地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
真桑方井水土地改良区	平成二六・五・二	理事	田中義春	本巣市数屋 三四八番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
真桑方井水土地改良区	平成二〇・三・二	理事	吉川金作	本巣市数屋 三六二番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
政田井水土地改良区	平成二六・一〇・二	理事	小森重人	瑞穂市森 一一〇九番地一

就任した役員

土 改 良 区 名 地	年 就 月 日 任	役 名	氏 名 住 所
政 田 井 水	平 成 三 〇 三 九	理 事	小 森 秀 夫
土 地 改 良 区			瑞 穂 市 森
			一 〇 八 一 番 地

平成三十年四月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐 阜 文 芸 社